

改正

昭和33年6月13日規則第32号

昭和39年4月24日規則第85号

昭和46年4月27日規則第31号

昭和47年4月1日規則第29号

昭和48年3月2日規則第5号

昭和48年8月24日規則第46号

昭和53年4月18日規則第24号

昭和53年10月24日規則第64号

昭和53年12月12日規則第72号

昭和56年4月1日規則第23号

昭和61年3月31日規則第19号

昭和63年3月31日規則第25号

平成2年3月2日規則第4号

平成6年3月22日規則第10号

平成8年11月1日規則第64号

平成12年3月24日規則第29号

平成12年10月10日規則第90号の2

平成14年3月27日規則第21号

平成18年3月31日規則第20号

平成19年3月30日規則第26号

平成20年7月25日規則第28号

平成21年3月24日規則第10号

平成24年1月27日規則第3号

平成25年11月1日規則第53号

平成26年11月4日規則第41号

平成28年3月22日規則第12号

平成28年5月10日規則第39号

〔長崎県児童保護育成条例施行規則〕をここに公布する。

長崎県少年保護育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の公示)

第2条 条例第3条第1項(有害興行の指定)、第4条第1項(有害図書類の指定)又は第6条第1項(有害がん具類の指定)に規定する指示の公示は、様式第1号その1、その2又はその3によるものとする。

(興行者の掲示)

第3条 条例第3条第3項(興行者の掲示義務)に規定する標識は、様式第2号によるものとする。

(有害図書類とする書籍等の写真等の内容)

第4条 条例第4条第3項第1号に規定する写真若しくは絵又は同項第2号に規定する場面の内容は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)

ア 大腿(たい)部を開いた姿態

イ 陰部、臀(でん)部又は胸部を誇示した姿態

ウ 自慰の姿態

エ 愛撫(ぶ)の姿態

オ 排泄(せつ)の姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)

ア 男女の性交又は性交を連想させる行為

イ 強姦(かん)その他の凌辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

(審査団体等)

第4条の2 条例第4条第3項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

- (1) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター
- (2) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構
- (3) 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構

2 条例第4条第3項第3号に規定する規則に定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものは、前項に掲げる団体が、18歳未満の者に対して販売、貸付け等を禁止した図書類とする。

(有害図書類の陳列場所の掲示)

第5条 条例第4条第7項（販売業者等の掲示義務）に規定する標識は、様式第3号その1によるものとする。

(改善勧告)

第5条の2 条例第4条第8項に規定する勧告は様式第3号その2により、条例第4条の3第4項に規定する勧告は様式第3号その3によるものとする。

(フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第5条の3 条例第4条の3第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 当該少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が当該少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第4条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の住所、氏名及び電話番号
- (3) フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等の番号
(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第5条の4 条例第4条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。
- (2) インターネットを不適切に利用することにより、少年が違法な行為をし、又は自己若しく

は他人に対し有害な行為をする恐れがあること。

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するフィルタリングサービスの内容

(4) 保護者がインターネットの利用状況に関する事項を閲覧することを可能にする役務その他の少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないように保護者が適切に監督するために有益な役務であって当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することが可能なものの内容

(5) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第4条の3第1項に規定する書面を提出する必要があること。

(措置命令の様式)

第6条 条例第5条第1項（広告物に対する措置命令）及び条例第10条第5項（自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による販売等の制限）に規定する措置命令は、様式第4号によるものとする。

(有害がん具類とする器具等の内容)

第7条 条例第6条第3項に規定する有害がん具類は、性に関する器具、がん具その他の物品で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 性的興味をそそるため、性行為又は性器を題材として製作された物品

(2) 性行為を促進し、又は助長する器具（使用方法によっては、専ら性行為を促進し、又は助長するために使用することができるものを含む。）

(特定薬品等)

第8条 条例第7条第1項に規定する特定薬品等は、次に掲げるものとする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品。ただし、同法第44条第2項に規定する劇薬及び同法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品を除く。

(2) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる有機溶剤をいう。以下同じ。）又は有機溶剤の含有物

(自動販売機等の届出等)

第9条 条例第8条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、同項の届出は、次に掲げる書類を添付して様式第5号その1により行うものとする。

(1) 自動販売機等を設置する者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）

- (2) 自動販売機等により販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を行う物品の種類
 - (3) 自動販売機等を設置する年月日
 - (4) 自動販売機等による販売等を開始しようとする年月日
- 2 前項に規定する届出に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
 - (2) 自動販売機等管理責任者の住民票の写し
 - (3) 自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
- 3 条例第8条第4項（業者のちょう付義務）に規定する届出済証は様式第5号その2によるものとし、表示票は様式第5号その3によるものとする。
- 4 条例第8条第5項（届出事項の変更等の届出義務）に規定する届出は、変更の場合にあっては様式第5号その4によるものとし、廃止の場合にあっては様式第5号その5によるものとする。
- （深夜営業の指定等）

第10条 条例第14条第1項に規定する営業は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 硬貨、メタル、カード等を使用することにより作動する遊技機（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を設置して客に遊技させるもの
 - (2) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させるもの
 - (3) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボウリング、アーチェリー等を行わせるもの
 - (4) 客にインターネットを利用することができる通信端末機器等を使用させ、又は図書類を閲覧させ、若しくは視聴させるもの
- 2 条例第14条第2項（深夜における興行者等の掲示義務）に規定する標識は様式第6号によるものとし、その掲示は深夜にわたる興行又は営業が行われる日の午後5時から当該興行又は営業の終了するまでの間とする。

第11条 削除

（立入調査を行う関係公務員及び証票の様式）

第12条 条例第21条第1項に規定する関係公務員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する。

- (1) こども未来課の職員
- (2) 福祉事務所の職員

- (3) 児童相談所の職員
 - (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の3第1項に規定する薬事監視員
 - (5) 警察職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者
- 2 条例第21条第3項に規定する証票は、様式第7号によるものとする。
- 3 関係公務員は、証票を紛失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならない。
- 4 関係公務員が第1項に規定する身分を失ったときは、速やかにその証票を返還しなければならない。

(審議会の組織)

第13条 条例第18条の規定による長崎県少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
 - (2) 長崎県福祉保健審議会の委員
 - (3) 関係業界を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 公募に応じた者
- 3 委員の任期を2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

(審議会の委員長)

第14条 審議会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、審議会の会務を総理する。
- 3 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めておかななければならない。

(幹事及び書記)

第15条 審議会に、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、関係行政機関の職員のうちから知事が命じ又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員の職務を補佐する。

4 書記は、審議会の庶務に従事する。

(会議)

第16条 審議会は、必要に応じ、そのつど委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審議会に、専門的事項を処理するため部会を置くことができる。

(委員長への委任)

第17条 この規則に定めがあるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、長崎県児童保護育成条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和33年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年12月25日から適用する。

附 則 (昭和39年規則第85号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第31号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例（昭和46年長崎県条例第28号）施行の日から施行する。

附 則 (昭和47年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第24号)

この規則は、長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）施行の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第23号）

この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和56年長崎県条例第14号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第19号）

この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和61年長崎県条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第25号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第4号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第1項の規定は、この規則の施行の日の午後11時以降の営業から適用し、同時刻前の営業については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第90号の2）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年規則第21号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第26号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第10号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年1月27日規則第3号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月4日規則第41号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月10日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第1号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。